

平成28年11月藤枝市議会
定例会議案（追加）

平成28年12月19日
藤 枝 市 長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 9 1 号議案	藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	1
第 9 2 号議案	藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	4
第 9 3 号議案	藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	7
第 9 4 号議案	藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	8

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「子のある職員」を「子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員」に改め、同条第 2 項中「子のある職員が」の次に「、規則で定めるところにより、」を加え、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「第 1 項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 1 7 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加え、「とあるのは「要介護者」を「とあるのは「第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項、次項及び第 3 項において「要介護者」という。）」に改め、「における」と、」の次に「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を加え、「「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」の次に「、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」を加える。

第 1 1 条中「及び組合休暇」を「、介護時間及び組合休暇」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「職員が」の次に「要介護者（配偶者等（」を加え、「その他規則で定める者」を「その他規則で定める者をいう。）」に改め、「日常生活を営む

のに支障があるものの介護をするため、」を「日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、藤枝市職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この項において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の第8条の2第1項中「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イを次のように改める。

イ その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、任期が満了し、かつ、特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2中「法第2条第1項」を「育児休業法第2条第1項」に改め、同条第2号中「当該子が1歳6か月に達する日」を「当該子の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条中「第2条第1項」の次に「ただし書き」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げ

る場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第2号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第2号を第3号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第23条第2項中「を承認されている職員」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員」に、「特別休暇を承認されている時間」を「特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、改正後の第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」とする。

藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、配偶者の父母その他市長が指定する者）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者をいう。）」に、「日常生活を営むのに支障があるもの」を「日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 2 項中「又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者をいう。）」に、「日常生活を営むのに支障があるもの」を「日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）」に改め、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

平成28年11月藤枝市議会定例会（追加） 議案提案理由書（第91号～第94号議案）

第91号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、介護休暇の拡充及び介護時間の新設を行うものであります。

第92号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するものであります。

第93号議案及び第94号議案

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、介護休暇の拡充及び介護時間の新設を行うことによる所要の改正を行うものであります。